

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者を選定するため、下記により提案書の提出を招請します。

令和4年10月31日

福島市長 木幡 浩

記

1 プロポーザル方式等の名称

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定プロポーザル

2 事業又は業務概要

(1) 目的

本市は、あぶくまクリーンセンターとあらかわクリーンセンターの2施設体制で本市内の可燃ごみの処理を行っているが、あぶくまクリーンセンターは竣工後30年以上が経過し老朽化している。本市では、東日本大震災の経験を踏まえ、一時的に大量の災害ごみが発生しても対応可能となるよう、2施設体制を維持することとし、老朽化したあぶくまクリーンセンターを再整備する。

本事業は、ごみ処理体系の変更は行わず現在の施設の課題を解決し、循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する機能を備えた整備を目指すとともに、本施設とあらかわクリーンセンターが相互に機能を補完できるよう考慮したものとする。また、処理に伴う環境負荷を可能な限り低減するよう、処理施設の適正な維持管理、整備等を継続するものである。

本市は、施設整備にあたって次の基本方針を定めている。

① 安全・安心な環境にやさしい施設整備

ア 最新技術の導入も検討し、安全かつ安定的で衛生的な処理が行える施設とします。

イ 高度な公害防止設備を設置し、市民が安心して生活できる生活環境を保全します。

また、温室効果ガスの発生を抑制し、自然環境への負荷を低減します。

ウ 災害に強く長期間の稼働に耐えうる施設とします。

② 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設整備

ア 施設で発生する余熱を積極的に回収し、発電等による有効利用を図ります。

イ 既存の余熱利用施設との連携を、円滑で効率的なものとし、安定した熱供給を行います。

ウ 施設で発生する排出物の減容化・再資源化を検討し、最終処分場の延命化を図る施設とします。

③ 周辺環境と調和した施設整備

- ア 周辺環境と調和した色彩、デザイン等により、景観に配慮した施設整備を図ります。
- イ 利用者の立場に立った小動物焼却施設の整備も図ります。

④ 市民との共創による施設整備

- ア 地元住民との協議・情報共有により、信頼関係に基づく施設整備を図ります。
- イ 利用者をはじめとした市民の意見を反映し、施設の動線・配置計画を検討し、安全で利便性の高い施設整備を図ります。
- ウ 既存施設の内、建設予定地に配置されているヘルシーランド福島の駐車場も再整備を行います。

⑤ 経済性に優れた施設整備

- ア 過大とならない施設規模の検討や、効果的な設備の選定を行い、費用対効果の高い施設とします。
- イ 建設費及び維持管理費を含めた全体的な費用の縮減を図ります。
- ウ 国の交付金制度を最大限活用できる施設の整備を検討します。

(2) 事業計画

項目	事業スケジュール
募集公告	令和4年10月
事業提案書の受付	令和5年3月
優先交渉権者の決定	令和5年7月
仮契約の締結	令和5年8月
事業契約の締結	令和5年9月
本施設の設計・建設	令和5年9月～令和10年3月
本施設の運営・維持管理	令和10年4月～令和30年3月

(3) 事業内容

①事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO（Design Build Operate）方式により実施する。

応募者のうち、民間事業者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、運営事業者として20年間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

②事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務期間

契約締結日（令和5年9月下旬）から令和10年3月31日まで

イ 運営・維持管理期間

令和10年4月1日から令和30年3月31日まで

③事業の範囲

本市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

ア 民間事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

【本施設の設計に関する業務】

- a 本施設の設計
- b 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- c 本市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- d 本市が行うその他許認可申請支援

【本施設の建設に関する業務】

- a 本施設の建設
- b 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- c 本市への引継業務等の近隣初動対応（民間事業者が対応すべき範囲）

(イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- a 運転管理業務（受付管理を除く）
- b 維持管理業務（小動物焼却施設を含む。）
- c 測定管理業務
- d 防災管理業務（災害時対応含む。）
- e 関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等）
- f 情報管理業務

イ 本市が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- a 用地の確保
- b 近隣同意の取得・住民対応
- c 本施設の交付金申請手続き
- d 本施設の設計・建設に係る監理業務（別途発注予定）
- e その他これらを実施する上で必要な業務
- f 事業者工事範囲外の関連工事
 - ・旧破碎工場解体工事
 - ・電波障害対策工事
 - ・水道の引込工事
 - ・東側市道に隣接した電柱、N T T柱の移設工事
 - ・周辺道路整備工事
 - ・現焼却工場解体跡地整備工事

(イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- a ごみの収集及び搬入
- b 受入・計量業務（料金徴収含む。）
- c 小動物（ペット）の受入、焼却、遺骨返還

- d 管理棟の管理（清掃・施錠管理）
- e 見学者対応への協力
- f 住民対応
- g 行政対応
- h 運営・維持管理モニタリング
- i 焼却残渣等の運搬・処分・売却
- j その他これらを実施する上で必要な業務
- k 資源化工場及びヘルシーランド福島の運営管理

3 募集公告

本市は、令和4年10月31日（月）に募集公告を行い、「募集要項」、「要求水準書」、「優先交渉権者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を公表する。

4 応募に関する担当部署等

（1）参加資格審査書類受付・提案審査書類の受付

担当部署

福島市財務部 契約検査課 契約係

郵便番号 960-8601

住所 福島県福島市五老内町3番1号

電話番号 024-525-3705

（2）（1）以外の現場説明会・質問の受付・個別対話の申し込み等

担当部署

福島市環境部 環境施設整備室

郵便番号 960-8601

住所 福島県福島市五老内町3番1号

電話番号 024-515-6013

E-mail syobun@mail.city.fukushima.fukushima.jp

（3）議会の議決

事業契約の締結に際しては、本市議会の議決を得るものとする

（4）情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

ホームページ <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

（5）問い合わせ先

上記3（1）及び（2）と同じ

なお、募集要項等の内容について電話での直接回答は行わない。

5 参加資格要件

「福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業募集要項」第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項 4. 応募者の参加資格要件のとおり。

6 応募者の審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査の機関

本市は、応募者の事業提案を公平に専門的知見に基づいて審査するため、委員会を設置する。

本事業について本市が設置する委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会委員（敬称略）

委員名	所属
樋口良之	国立大学法人 福島大学 教育研究院 教授
佐藤理夫	国立大学法人 福島大学 教育研究院 教授
佐藤玲子	福島県建築士会福島支部 理事
荒井喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
藤吉秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長
車田和昭	福島市 建設部長
森雅彦	福島市 都市政策部長
佐藤光憲	福島市 環境部長

7 提案上限価格 29,242,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 応募に関する留意事項

「福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業募集要項」第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項のとおり

9 その他の事項

(1) 契約保証金 「福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業募集要項」第5章 優先交渉権者決定後の手続き並びに契約に関する事項のとおり。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

(5) 提案審査書類の変更等の禁止

提案審査書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(6) 審査結果 審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市ホームページに掲載する。